

## 浜松市社会福祉法人等の指導監査結果等の公表に関する実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、浜松市社会福祉法人等指導監査実施要綱（以下「要綱」という。）第18条の規定に基づき、健康福祉部福祉総務課が実施する社会福祉法人及び社会福祉施設（以下「社会福祉法人等」という。）に係る指導監査の結果等（以下「指導監査結果等」という。）の公表について、必要な事項を定める。

### (公表の目的)

第2条 公表は、市民サービスの向上や市民の視点に立った公平性・透明性の高い市政を推進するとともに、福祉サービスを利用しようとする者に必要な福祉サービスの選択に資する情報を提供すること及び社会福祉法人等の健全な経営を促進し、提供するサービスの質の向上を図ることを目的とする。

### (公表する情報)

第3条 公表する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 社会福祉法人の名称
- (2) 経営主体の名称
- (3) 施設の種類
- (4) 文書指摘の内容
- (5) 改善状況

2 前項第4号に掲げる文書指摘の内容とは、要綱第14条第1項第1号アに規定する「文書指摘事項」とする。

3 公表は、別紙様式1及び様式2により行う。

### (公表の時期及び期間)

第4条 前条第1項各号に掲げる事項は、指導監査実施年度の翌年9月を目途に公表する。

2 公表の期間は、次年度の指導監査結果等が公表されるまでの期間とする。

### (公表の方法)

第5条 公表は、市のホームページに掲載することにより行う。

### (公表内容の変更)

第6条 社会福祉法人等は、公表情報の内容が閲覧者に誤解を招くおそれがあるとして異議がある場合には、福祉総務課にその旨を文書で申し出ることができる。

2 福祉総務課は、前項の申し出があった場合には、速やかに訂正の必要性について審査

を行い、社会福祉法人等の申し出に合理的理由があると認める場合には、その審査結果を社会福祉法人等に通知するとともに、公表内容を訂正又は削除するものとする。

(改善状況の取扱い)

第7条 文書指摘事項に対する改善状況は、社会福祉法人等から提出される指導監査結果の改善報告書に基づき、「改善済」、「改善中」又は「未改善」を別紙様式1及び様式2の「改善状況」欄に掲載する。

2 前項の「改善済」とは改善報告書が受理され、指摘に対する改善が完了し、福祉総務課がその履行を確認した場合をいい、「改善中」とは指摘に対する改善に着手している場合又は着手することを明確に意思表示している場合をいい、「未改善」とは正当な理由なく報告期限を過ぎても改善報告書を提出しない場合をいう。

3 前項の改善状況の判定時期については、公表年度の8月末日を基準日とする。

4 公表後に社会福祉法人等から改善報告書の提出があり、内容審査の結果、改善状況に変化があった場合には、「改善状況」欄を変更するものとする。

(非公開情報の取扱い)

第8条 浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）及び浜松市個人情報保護条例（平成16年浜松市条例第28号）に規定する非公開情報に該当する情報は、公表しない。

(準用)

第9条 第3条から前条までの規定は、浜松市有料老人ホーム指導調査実施要綱に基づく指導調査について準用できるものとする。

(細目)

第10条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日の前日までに浜松市社会福祉法人等指導監査実施要綱又は浜松市有料老人ホーム指導調査実施要綱の規定により指導監査又は指導調査結果を指示し、確認したものに係る指導監査結果の公表については、なお従前の例による。

